

令和元年定例第2回市議会会議録(第3日)

令和元年6月7日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌 由美子	10番	瀬 口 健
2番	吉 原 政 宏	11番	川 口 正 宏
3番	(欠 員)	12番	壇 康 夫
4番	末 吉 達二郎	13番	中 尾 眞智子
5番	古 賀 義 教	14番	中 島 一 博
6番	前 原 武 美	15番	坂 口 孝 文
7番	(欠 員)	16番	宮 本 五 市
8番	上津原 博	17番	牛 嶋 利 三
9番	荒 卷 隆 伸		

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	椛嶋晋治
副市長	宮寄敬介	財政課長	木村勝幸
教育長	待鳥博人	企画振興課長	堤則勝
監査委員	平井常雄	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
総務部長	西山俊英	福祉事務所長	木村加代子
保健福祉部長	松尾博	健康づくり課長	田中聡美
市民部長 兼市民課長	築地原良太	環境衛生課長	松尾和久
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	宮崎眞一
建設都市部長	富重巧齊	商工観光課長	岡俊幸
教育部長	野田圭一郎	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	学校教育課長	藤吉裕治

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定について
- (4) 議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第36号 第2次みやま市総合計画について
- (9) 議案第37号 財産の取得について
- (10) 議案第38号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (12) 請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- (13) 同意第29号 みやま市名誉市民の選定について
- (14) 議案第40号 工事請負契約の締結について
- (15) 議案第41号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
- (16) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

午前9時31分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、同意第29号の同意1件と議案第40号から第41号までの議案2件が追加議案として提

案をされております。御報告をしておきたいと思えます。

日程第1 議案第29号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第29号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第29号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第2 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月3日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、人事院規則の改正に伴い、所要の処置が必要であるため、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第30号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めます。古賀総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月3日、西山総務部長、木村財政課長及び関係課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税を国から受け入れ、活用するに当たり、基金を設置するための条例を制定するものです。

森林の有する公益的機能の維持、増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的としております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第31号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号 みやま市森林環境譲与税基金条例の制定につきましても、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、6月4日に、松尾保健福祉部長、木村福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を改正するものです。

本条例改正につきましては、災害援護資金の貸し付け条件となっております連帯保証人の必要要件の緩和及び貸し付け利率の変更や償還方法の充実などが主な改正内容となっております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第32号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、再び委員長の報告を求めます。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月4日に、松尾保健福祉部長、松藤子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例を改正するものです。

本条例改正の概要につきましては、放課後児童支援員の資格認定につきまして、同条例第

10号第3項の各号いずれかに該当する者で都道府県知事が行う研修を修了した者となっておりますが、本改正により、指定都市の長が行う研修を修了した者も資格認定ができるものとするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第33号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を

求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月5日に、富重建設都市部長、松尾都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、都市公園を使用する際の使用料等につきまして見直しを行うものでございます。ここで言います都市公園とは、濃施山公園のことでございます。

改正の内容につきましては、令和元年10月からの消費税率の改定に伴い、基本的には、使用料に増税分を転嫁することとなっておりますが、入場料等につきましては、都市公園の利用増進の観点から、据え置いた価格となっております。

第7条につきましては、事業者が公園内に施設を設置し、管理する場合の使用料について、別表を新たに定めております。

また、第8条の許可にかかわる使用料につきまして、近隣市を参考にしながら所要の改正を行っております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第34号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月3日、北嶋消防長、宮本消防本部総務課長及び関係係長の出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布により、消防庁の火災予防条例が改正されたことに伴い、本市の火災予防条例について文言の整理等の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第35号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第36号 第2次みやま市総合計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第36号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第36号 第2次みやま市総合計画につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第37号 財産の取得について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月3日、北嶋消防長、宮本消防本部総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市消防団水上第2分団の消防車両1台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付すべき案件であります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これより質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第37号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 財産の取得につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第38号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第38号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第38号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第2

号)は、原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第39号

○議長(牛嶋利三君)

日程第11. 議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(牛嶋利三君)

起立多数であります。よって、議案第39号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり原案可決をされました。

日程第12 請願第1号

○議長(牛嶋利三君)

日程第12. 請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長(古賀義教君)(登壇)

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月3日、西山総務部長、木村財政課長及び課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、自治体の安定的な財政運営を行うためには、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが重要であり、地方の安定的な財政運営を実現するため、2020年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があるため、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長の報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。

請願第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書につきましては、委員長報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長をお願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、朗読が終わりました。

提出議員の説明を求めてまいります。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）（登壇）

発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第1号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、提出議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行ってまいります。質疑

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

発議第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

日程第13 同意第29号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 同意第29号 みやま市名誉市民の選定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

本議会に追加して御提案いたします議案につきまして一括して御説明申し上げます。

今回御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております同意第29号 みやま市

名誉市民の選定についてから議案第41号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）までの3件でございます。

同意第29号 みやま市名誉市民の選定につきましては、前市長の故西原親氏を名誉市民として顕彰すべく、みやま市名誉市民条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結につきましては、みやま市一般廃棄物最終処分場第2期施設整備工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、議案第41号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）につきましては、令和元年度予算の2款1項1目、名誉市民顕彰費につきまして、報償費等の追加補正をお願いするものでございます。

以上が今回追加提案いたします議案でございます。

それでは、同意第29号 みやま市名誉市民の選定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、前市長の故西原親氏を名誉市民として顕彰すべく、みやま市名誉市民条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

去る5月13日、21日の両日に、同条例施行規則第4条の規定に基づき、名誉市民審査委員会を開催しましたところ、名誉市民としてふさわしい旨のお答えをいただきました。

西原親氏は、昭和58年に福岡県議会議員に当選以来、5期20年福岡県議会議員として、県政の発展並びに県民福祉の向上に努められ、さらに、平成19年、みやま市長に当選以来、3期11年半にわたり初代市長として献身的に御尽力いただき、本市の振興発展に寄与されました。

氏のこれまでの功績につきましては、お手元に配付しております資料に記載しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

まずは、選定委員会に市長のほうからお願いされてそこで決定したということですけど、まず、その委員会のメンバー構成と、その委員会が最終的にこういう結果を出された大きな理由、別紙に一覧表でずらっと書いてありますけど、何を特徴的に判断されたのか。市民からの意見を聞くと、市長としては当然だという意見もありますし、その辺を踏まえて委員会がどういうふうを決めたか、わかれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

私のほうから、委員会の事務局を担当しておりますので、御説明させていただきたいと思えます。

まず、委員会の構成でございますが、市議会、区長会、民生委員・児童委員協議会、商工会、JAみなみ筑後、文化協会、社会福祉協議会、市のこの8団体で構成して、その代表の方をお願いしているところでございます。この団体からの選出につきましては、過去2回、名誉市民の顕彰がありましたけれども、同様にこの8団体をお願いした経緯もでございます。

故西原親氏の功績ということでお手元に資料を配付いたしておりますけれども、委員会の中では、主に代表的なものといまして、県議5期の20年、それとあと、裁判の調停委員25年、それと、みやま市の初代市長として就任され11年半、やはりここが功績として主な意見として出ておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

私、先ほど聞いたのは、委員会のほうで何を特徴的にと、要は市長で11年間というのは、やるのは当たり前だという市民の意見がありますよという話をしましたね。だから、市長として功績は何ですかというのがわかれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

市長としての功績ということでございますので、委員会の中では、具体的な市長の功績の中身についての意見のやりとりはございませんでした。事務局側のほうからは、市長の功績ということで若干説明はしております。その分を御紹介するということによろしいでしょうか。（発言する者あり）

読み上げてまいります。

現下の厳しい経済情勢に伴って生ずる地域の課題に迅速に対処し、質の高いサービスを提供できる足腰の強い体質を確立するため、行政改革や、総合計画の策定、みやま柳川インターチェンジ、有明海沿岸道路、国道443号バイパス等に代表されるインフラの整備促進、「道の駅」や企業の誘致、消防新庁舎の建設、防災行政無線の設置による安全・安心なまちづくり、エネルギー事業・バイオマス事業による資源循環のまちづくりを推進した。

また、未来を担う子供たちの健やかな成長のため、子ども医療費補助の拡大や保育料の軽減、中学校35人以下の学級編制と子育て教育環境の充実並びに囲碁を通じた生涯教育も推進した。

さらに、福祉バスを誰もが利用できるコミュニティバスとして運行し、公共交通の利便性の向上を図ったなどの長期的な展望に立った政策を実行したというふうな説明は事務局のほうからしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

市長の名誉市民としての功績というのは、ここに本当に分厚いほどいろいろ書いてございますし、今、西山部長からも説明がございました。

しかし、朝日新聞なんです、いろんなことが書いてございました。その中で、今、松嶋市長は、市の名を全国に広めた功績は否定できないと考えるということで、自分としては名誉市民賞を提案するという意味だったろうと思いますが、出されておりますので、そこに至るまでのいろんな経過があったと思います。市長がそこに至るまでの考えを聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

この顕彰に関する案件でございますが、昨年12月に全員協議会の中で西原氏に対する名誉市民の顕彰を行うということについて御提案がございました。その後、残念ながら御病気でお亡くなりになりまして、その案件につきましては、喪中ということもございましてちょっと控えておったわけでございます。そしてまた、2月の全員協議会において顕彰を行うという再度の御提案がございましたし、いろんな循環型の環境に優しいまちづくりを進めるということで、バイオマスセンター、そして、スマートエネルギー等の電力需給の事業を立ち上げられるとか、そういう意味で、非常に全国に名を上げられたというか、みやま市の名を広められたということに関しては非常に御功績があったと考えております。

その意味で、顕彰する条例に基づきまして審査委員会を立ち上げ、5月13日、そして、21日の2回を開催し、審査委員の皆様にお伺いいたしましたところ、先ほど総務部長も申し上げましたように、名誉市民としてふさわしいとの御意見をいただき、今回の提案になったということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

みやま市名誉市民条例第1条に、特に顕著な功績とあります。それについては先ほど西山部長のほうからお聞きいたしました。

その中にバイオマスか、建物などが幾つか入っていたと思いますが、建物を建てたんじゃないで、その建物を使い、市民の生活向上や幸福感の増大に寄与することだと思いますが、そこら辺どう考えてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと意味がわからん。もう少し。

○5番（古賀義教君）続

建物を建てただけではなくて、その後、その建物を使って市民の生活向上や幸福感の増大

に寄与することが大切かなと思います。

○議長（牛嶋利三君）

古賀議員、何を尋ねたいとですかね。

○5番（古賀義教君）続

だから、建物を建てただけではなくて、その後、その建物を使ってまちの活性化や市民の幸福につながることまでが名誉市民に値することかなと考えます。そこら辺は、もう建物を建てたからそれでいいのかという質問です。

○議長（牛嶋利三君）

今、古賀議員がお尋ねいただいておりますけれども、建物とかの関係あたり、いろんな実績、功績を総務部長が述べられましたよね。そうした名誉市民としての適格な人であるというふうに至るまでの経過説明をいただいたやないですか。だから今、古賀議員さんが建物の関係あたりが何件かあるけれども、それが、要は、必要であって有効利活用できたのかどうかということでしょう。（「まだ検証もされていないという」と呼ぶ者あり）それは現に全部使っているじゃないですか。（「まだ総合市民センターなんかは計画途中でございますので」と呼ぶ者あり）それはまだ今からの話でしょう。要は、どの建物の関係あたりをお尋ねなのか、ちょっと絞って尋ねてみてください。

○5番（古賀義教君）続

バイオマスセンターに総合市民センター、それから船小屋のホテルの誘致事業、建物だけじゃなくて、こういうこと全般に関しては結果がまだ出ていないというところに名誉市民に値するかということ……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってください。これは提案そのものの質疑をしてくださいね。総合市民センターはまだあくまでも仮称なんですけど、そうした問題。それから、今おっしゃっておるのは、船小屋の温泉施設を含めたホテル誘致の関係あたりば言うてあつとでしょう。それはまだ今から、今後の計画的な話であって、説明はそれには言及していないとですよ。そうでしょう。まだ説明、それはもう全然入っていないとですよ。だから、建物のそういった有効利活用ができていいのかどうか、そこもとが名誉市民賞を与えるにいかがなものかというような質問をされておるとでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、どういった建物か、具体的にちょっと示してください。説明ばされんと思うんですよ。

○5番（古賀義教君）続

それでは、今現在建物があるのはバイオマスセンターですね。これがまだどういうふう
結果としてなるのか、今のところまだ不透明な状態といたしますか。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長、答弁できますか、それとも、松尾環境衛生課長いかがですか。ちょっと答
弁のしようがないでしょう。総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

執行部側がこの名誉市民の提案をいたしましたのは、先ほど市長が申し上げましたとおり、
名誉市民の審査委員会の中で名誉市民にふさわしいというふうな最終的な報告をいただいた
ことから今回の提案となっておるわけでございます。この提案を受けまして、皆様方の御同
意をお願いしているところでございますので、一事業がどうだ、それが名誉市民にふさわ
しいかというふうな論点の中での御提案をこちらは差し上げておるわけではございませんので、
よろしく願いいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

今ありましたように、この提案の審査会に対する、さっき総務部長から若干説明がありま
した。ここに説明書きがあります。私はそれについてお聞きしたいと思います。

市長も提案されましたように、市長としてのみやま市に対する11年の貢献は確かにあった
と思います。それで、経済効果、そして、全国的にみやま市の地名を出したというのはわか
ります。

ただ、この功績の中を見てもみますと、市長としての充て職の分がかなりあるわけですね。
これが功績なのかという分は、私は疑問に思います。それで、ここにありますように、ハー
ドでいけばインターチェンジとかいろんな分を書いてございますが、これはもう以前から決
まっていた分ですよ。ただ、市長としてそこに在籍されてあったからということで、確か
に進捗——進められた功績もあると思いますが、それはあくまでも西原市長が着任されて始
められた事業じゃなく、以前から決定して進められた分、それをこの功績の中に入れてある。
ほかに福岡県の会長とかいろんな分をされてありますが、これは充て職なんですよ。です
が、これを功績の中に入れてありますが、それが正しいのかどうか、ちょっと説明をお願い

します。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

西原市長としての11年半の間にあるこの事業といいたいまいしょうか、行政サービスにつきまして、これは述べた経過でございまして、確かに市長就任前からあった取り組んだ事業とか、そういうのも中に入ってはおるわけでございます。

それで結局、その時期的な部分は確かにあるかとは思いますが、委員会の中では、市長の11年半の功績もさることながら、やはり県議の5期20年、それと裁判所の調停委員、そういったものを総合的に含めた中での判断ではなかったかというふうに私は感じたところでございますので、答えになったかどうかはわかりませんが、市長のその一端、この資料の中の一端を捉えて云々というのは私自身もちょっとお答えできない部分もございまして。御了承ください。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっとよろしいですか。大変僭越な話ですが、これは意見なら意見として質疑ですからいいとですよ。しかし、ちょっと考えて質疑に当たっていただきたいと、私が、お願いします。というのは、8団体という、いわゆるJAさんとか、いろんな団体さんからの代表が出られて、皆さん方に、これは全員協議会の中での、これはもう正直言って私の提案でお願いしたいということの経緯があります。だから、皆さんがもう御案内のとおりで、何もそれが背景に意図的な部分があるとか、そういったことでも何もないわけですよ。やはり市長のほうから委嘱状交付がありまして、5月13日、21日ですか、この両日に委員会開催いただいた経緯があります。もちろん私も及ばずながら、議会の皆さんからやっぱり議長、あなたが行けというようなことで、充て職と言え、今、前原議員おっしゃるように充て職なんです。しかし、やっぱりそういった話になると、私も及ばずながら充て職でいっぱい職は持っていますよ。しかし、やっぱり皆さんから推挙を受けて、議長頑張ってこいよというような、やっぱり叱咤激励を受けて行っておりますので、その点十分お考えいただきながら質問をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。どうぞ。

○6番（前原武美君）

私はそれを否定しているわけじゃないんですね。やはり失礼な言い方、充て職と言いな

ら、努力はしていただいておりますね、ですから実現がされたんですよ。ただ、今言いますように、これがここに提案理由、功績、実績の中に全てうたってあるのについてちょっとどういうことかなということで私は質問しただけであって、それを否定するわけではございません。冒頭言いましたように、西原前市長としては、経済効果も、名も上げられたということは私も評価しておりますし、ただ、ここにいろいろ書いてありますが、先ほど総務部長が説明の中で、市長としての充て職の中で努力をされているのは認めるということですが、これが全てそうかなということで今質問をしただけです。

○議長（牛嶋利三君）

質問であれば結構ですよ。この後当然、討論も時間を設けておりますので、よろしく。もうよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

名誉市民の選定についてということで、以前、私はまだちょっと時期が早いんじゃないかなというようなことを申し上げてきとったわけですが、その中で、議会とは別に審査委員会を設けて、その判断に委ねようというようなことになつとるわけですね。それで、今話を聞きますと、8団体、この方たちが以前、古賀先生、それから横倉先生と同じ団体だということをお聞きしたんですけれども、そういう中で、最終的には、今さっき言われよりました名誉市民として適切であるという判断を下されたと。ただ、その中で何か全会一致であるというふうなことも聞いておりますが、この8団体の中から少し御意見が何かあったかどうかということをお聞きしたいんですね。何かありましたか。はっきり言ってちょっとこら辺がまずいんじゃないとか、何もなく皆さん大賛成でされたかどうかと。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えします。

委員会の中では、故西原親氏は、県議会議員、調停委員、初代の市長として功績が認められ、叙位、叙勲を受賞されたというふうな経過もあるということで、こういった話をされまして、委員の中から意見が出まして、全会一致ということで反対であるというふうな、もしくは否定的な御意見はございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

反対であるとかやなくて、これはどうなつとるかとか、そういう御意見があったかということですが、それはいいです。とにかく私たちもいろんな方たちの考えはあろうかと思いますが、いずれにしても、これは議会ですので、審査委員会を立ち上げてということでここでお諮りいただいておりますので、尊重せにゃいかんというふうな考えは持っておりますが、その経過についてちょっと今お尋ねをさせていただいております。

よございます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにないですか。どうぞ、もう貴重な意見はどんどん言ってください。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

新聞にも書いてありましたが、スマートエネルギーのほうに調査委員会をつくって今調査をしてあるということで、調査の結果が出ていないという、その中で、今度は名誉市民の審査委員会を立ち上げて、そこに諮問をなされたという、何かそこら辺の時期尚早ではなかったのか、結果が出てからでもよくはなかったのか。20年の県議の功績、それから、25年の調停委員としての功績は私もずっとお世話になっておりましたので、しっかり認めています。そういう部分ではしっかり認めておりますが、どういうふうな形でそういうふうにもまだ結果が出ていないままに審査委員会のほうに諮問をなされたのかなというところがちょっと聞けなかったのかなと思ひまして、もう一度市長の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

市長の考え方ということでございますが、これは経過になろうかなと思いますので、スマートエネルギーの結果が出ない中でというのは、4月2日の全員協議会の中で、同意をいただくのは議会の議員の皆様ですから、そこで意見交換みたいなことをしていただいて、確かにちょっと1周忌待ってからでもいいんじゃないかとか、今おっしゃったように、スマートエネルギーの調査結果がまだ出てからのほうがいいのではないかと、いやいやスマート

エネルギー以外にもいろんな功績が前市長はあるじゃないですかとか、いろいろ意見が出されて、審査委員会がまずありますよねと。まず審査委員会に投げて、その結果を受けてまた議会が同意をすればいいじゃないかというふうに全員協議会は結論としてなったわけなんですよ。ですので、それを受けまして、そういう審査会を立ち上げて、5月13日と21日とで委員会の御意見を伺ったというふうな経過でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

今、名誉市民の件ですけれども、私は妥当だと思います。なぜかと言えば、初代市長として……（「討論じゃないから」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

討論はこの後にですね。質疑です。

ほかに質疑ございませんか。もうないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第29号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第29号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

同意第29号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

先ほどは提案理由にない質問をいたしまして申しわけございません。

○議長（牛嶋利三君）

討論の入ったけん、休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じまして、会議を再開したいと思います。

先ほど討論の通告がなくして古賀議員のほうから挙手があったというようなことで休憩をとりましたけれども、今、まず、討論の通告が、5番古賀議員、それから、11番川口議員のほうから提出されております。したがって、反対討論ということで通告が出ておりますので、5番古賀議員のほうから討論を行ってください。

○5番（古賀義教君）

反対討論をいたします。先ほど提案理由については提案理由にない質問をいたしました。

名誉市民そのものに反対ではありません。反対ではありませんが、時期尚早ということで慎重審議を求めるものでございます。

○議長（牛嶋利三君）

審議ばしょっちゃないですか。討論というやつは、もう反対と賛成しかないんですよ。

○5番（古賀義教君）続

だから、反対討論をいたします。

○議長（牛嶋利三君）

いやいや、時期尚早ち、反対ではないとおっしゃってるから、これは反対討論にはなりませんよ。

○5番（古賀義教君）続

名誉市民に反対ではないけれども、時期尚早ですね。（発言する者あり）反対です、反対討論です。よろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

これは29号の提案そのものの提案理由説明ば市長がやられたやないですか。この西原親氏に対する同意第29号というようなことで、みやま市の名誉市民に値するというような答申をいただいて議会にその議決をしてあるわけですよ。だから、討論というのは、反対をしていただくちゆうことであれしとるけど、反対と賛成と2通りしかないんですよ、三角はないんですよ。（「反対討論でございます」と呼ぶ者あり）名誉市民賞の授与するということには賛

成ち言うてあつでしょう。どげんされるとですか。

○5番（古賀義教君）続

名誉市民そのものに反対ではありませんが、時期尚早ということで反対を、だから反対です。

○議長（牛嶋利三君）

だからですよ、名誉市民賞を付与することに対する、その審議をしとるわけですよ。それに反対じゃないちおっしゃつとるでしょう。時期尚早だから反対すると、どっちですか。

○5番（古賀義教君）続

反対です。

○議長（牛嶋利三君）

もう名誉市民賞を与えるそのものが反対ということですか、はっきりしてくださいよ。

○5番（古賀義教君）続

時期的に反対ということですよ。

○議長（牛嶋利三君）

それは反対にならん。

○5番（古賀義教君）続

じゃ、反対いたします。

○議長（牛嶋利三君）

名誉市民賞を与えるのに反対ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

11番川口正宏君。（「まだ討論があります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

はいはい、じゃ、内容ば言ってください。

○5番（古賀義教君）

3町合併の中、各町の事業の考え方、取り組み方の違い、または単独事業やいろんな条件にも違いがある中で、それをよくまとめられ、道の駅、スマートエネルギー事業、船小屋のホテル誘致事業、バイオマス事業、総合市民センターなどをどこにもないような新しい事業に果敢に着手された勇気には感心いたしております。

しかし、残念ながら、道半ばにして病魔に倒れられ、これらの功績があった事業の結果が出ていません。将来これらの事業について、財政など、一般市民が不平不満を抱くような可

能性も懸念されます。

第6条にもありますが、万が一、市民の尊敬を受けられなくなり、名誉市民の取り消しという事態が生じた場合、西原前市長の名誉をかえって深く傷つけることにならないか、私としては危惧するものであります。私は、西原前市長の名誉及び栄誉を守るために、名誉市民の称号は時期尚早と判断し、慎重審議をこれからも求めるものです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

私は賛成でございます。なぜかといえば、みやま市が誕生以来、道の駅を最初につくられました。それに、エネルギーの地産地消に取り組んで、このおかげで日本でも有名なみやま市となりました。そういう中で、本当に初代市長として輝かしい実績も出してあります。道半ばで病に倒れられましたけれども、本当に初代市長として素晴らしい活躍をしていただいたことに感謝しております。そういう中で、名誉市民として奉るのは、もう本当にぜひ必要だと私は思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

これで討論を終わります。

これより同意第29号 みやま市名誉市民の選定についてを採決いたします。

この採決は、御案内のとおり、これはこの追加提案に対する議会運営委員会を開催いただいて、この表決そのものは簡易表決というようなことでしたが、当然、討論が出たということで、起立採決で行ってまいります。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

この採決は起立によって行ってまいります。

同意第29号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、同意第29号 みやま市名誉市民の選定につきましては、同

意することと決定をいたしました。

日程第14 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第40号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市一般廃棄物最終処分場第2期施設整備工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和3年3月15日の竣工を予定しております。

工事の概要につきましては、造成工事、遮水工事等でございます。

今回の工事に当たりましては、条件つき一般競争入札を実施しております。

その結果、工事請負人が、幸龍・サンエイ・丸欣特定建設工事共同企業体、請負金額は、314,375,600円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表、平面図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑はありますか。8番上津原博君。

○8番（上津原 博君）

この工事によって最終処分場の、大体、猶予期間というか、いつごろまで稼働できるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

今回の工事によりまして、15年程度の埋め立て期間を計画しております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第40号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第40号 工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第15 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第41号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第41号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ110千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,726,959千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は19款、繰越金で調整いたしております。

続きまして、予算書7ページ、歳出予算でございますが、2款1項1目、名誉市民顕彰費につきまして、前市長の故西原親氏に対し名誉市民賞を贈るものでございます。その市民賞及び額縁代などの経費110千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第41号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第41号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決をされました。

日程第16 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

ここでお諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任すること

と決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年定例第2回市議会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 上津原 博

みやま市議会議員 荒 巻 隆 伸